

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 7 月 3 日
【会社名】	株式会社オービック
【英訳名】	OBIC Co.,Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 橘 昇一
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目 4 番15号
【電話番号】	(03) 3245-6500 (代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 加納 博史
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目 4 番15号
【電話番号】	(03) 3245-6500 (代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 加納 博史
【縦覧に供する場所】	株式会社オービック大阪本社 (大阪府大阪市中央区博労町三丁目 5 番 1 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社第50回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金47円50銭 総額4,225,156,683円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその金額

繰越利益剰余金 12,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその金額

別途積立金 12,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

取締役の任期を2年から1年に変更する。

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役として野田順弘、橘昇一、加納博史、川西篤、野田みづき、藤本隆夫、井田秀史、上野剛光、佐藤登、五味康昌、江尻隆の各氏を選任する。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として小屋町朗、坂和章平、長尾謙太の各氏を選任する。

第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役森隆宏氏、芹澤邦明氏、橋本文雄氏および退任監査役永塚孝氏に対し、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等の決定は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	809,423	5,708	78	（注）1	可決（99.29％）
第2号議案	815,151	14	44	（注）2	可決（99.99％）
第3号議案					
野田 順弘	789,433	25,343	431	（注）3	可決（96.84％）
橘 昇一	803,160	11,617	431		可決（98.52％）
加納 博史	809,687	5,475	44		可決（99.32％）
川西 篤	809,689	5,473	44		可決（99.32％）
野田 みづき	806,073	9,008	44		可決（98.88％）
藤本 隆夫	809,591	5,571	44		可決（99.31％）
井田 秀史	809,592	5,570	44		可決（99.31％）
上野 剛光	809,592	5,570	44		可決（99.31％）
佐藤 登	809,592	5,570	44		可決（99.31％）
五味 康昌	796,174	18,989	44		可決（97.67％）
江尻 隆	788,593	26,571	44		可決（96.74％）
第4号議案					
小屋町 朗	803,749	11,415	44	（注）3	可決（98.59％）
坂和 章平	508,152	307,009	44		可決（62.33％）
長尾 謙太	800,173	14,992	44		可決（98.16％）
第5号議案	412,531	343,323	59,353	（注）1	可決（50.60％）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上